

(仮称) 飯田駅前プラザ整備事業における財政支援措置の状況

補助メニュー 社会資本総合整備計画 「暮らし・にぎわい再生事業」 …国土交通省所管

(1) 目的 暮らし・にぎわい再生事業は、認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域において、中心市街地に不足している都市機能（公益施設、住宅、商業等）を導入する取り組みに対して支援を行うことにより、都市機能の集積を図り中心市街地の活性化を図る事業

(2) 制度の特徴

- ① 中心市街地活性化のため、建物の用途・機能に着目し、公益施設の立地を促進する制度
- ② 施設の新築、改修や多目的広場の整備を支援
- ③ 商店街の再生など、小規模なプロジェクトも支援可能
- ④ 都市計画決定や事業計画認可等の諸手続きが不要

(3) 事業主体 地方公共団体、都市再生機構、中心市街地活性化協議会に対しては、国から直接的に支援。また、民間事業者に対しては、地方公共団体を通じて間接的に支援

(4) 支援に必要な条件 都市機能まちなか立地支援や空きビル再生支援や公開空地の整備にあたっては、以下の条件をクリアすることが必要

- ① 認定中心市街地活性化基本計画への位置づけ。
- ② 施設整備にあたっては、公益施設を含むこと。（公開空地の場合は不要）
- ③ 施設面積が1,000㎡以上の施設設備であること。（緩和措置あり。）

(5) 飯田市の事業申請内容

- ① 空きビル再生支援…空きビル等の公益施設・集客施設への改修に対し補助
- ② 補助の内容…施設を改修（空きビルのリニューアル等）する場合に、設計費、改修費、多目的ホール等の設備費、施設内通行部分・多目的ホール等の施設購入費に対して補助 **【補助率 1/3】**

(6) 経過

令和2年 5月	国土交通省、内閣府事前相談
令和2年 6月30日	第3期飯田市中心市街地活性化基本計画 内閣総理大臣認定
令和2年 6月14日	「暮らし・にぎわい再生事業」概算要望書提出
令和2年 9月 4日	国土交通省ヒアリング
令和2年 11月 4日	長野県建設部 都市・まちづくり課 現地視察
令和3年 1月 5日	「暮らし・にぎわい再生事業」本要望書提出
令和3年 1月 26日	国土交通省ヒアリング、事業計画申請書提出
令和3年 4月 1日	早着許可・整備事業開始（予定）

(7) 事業計画の内容 (令和3年1月5日 本要望申請提出時点)

① 概要

本地区は、当市の中心市街地活性化基本計画区域の北西部に位置し、基本計画の区域の中でも、中心市街地の玄関口となる飯田駅前通りの一角にあり、飯田駅や高速バス乗り場（発券所）等の交通拠点や、広域バス・市民バス等の交通網が集積している。平成30年9月末には、中心市街地唯一の駅前大型商業施設が閉店。それに伴い商業機能が低下し、来街者も減少するなど、かつての駅前の活力が失われている状況にある。このため、暮らし・にぎわい再生事業により、民間企業の空きビル（旧駅前大型商業施設）を活用し、市民の交流・学習活動拠点、賑わい交流機能、商業施設を導入した新施設を整備することにより、都市機能の集積の促進を図る。

- ② 施工者 飯田駅前プラザ合同会社
- ③ 計画の名称 飯田市中心市街地地区 暮らし・にぎわい再生事業
- ④ 計画区域 約 0.4 ha
- ⑤ 全体事業費 1,075.2 百万円
- ⑥ 施工期間 令和3年度～令和3年度
- ⑦ 交付期間 令和3年度～令和3年度
- ⑧ 整備内容 延べ面積 約 12,900㎡
(市民の交流・学習活動拠点、多目的ホール、商業施設、オフィス等)

⑨ 補助対象内容ならびに金額の内訳 (単位：百万円)

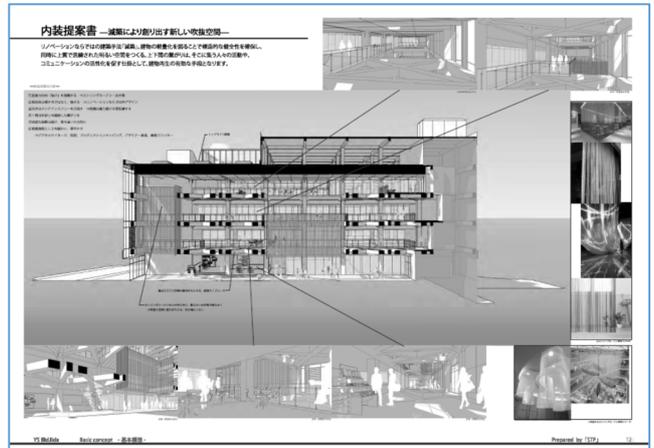
活用メニュー	総事業費	補助対象経費	飯田市補助額		事業者負担
			うち、国費	うち、市費	
空きビル再生支援 (調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、にぎわい交流施設整備費)	1,075.2	600.2	400.0		675.2
			200.0	200.0	

※国の負担割合：地方公共団体が民間事業者等に補助する額の1/2以内で、かつ、当該費用の3分の1以内の額（民間事業者が実施する場合）

⑩ パース図 (イメージ)



施設外観



内観コンセプト